



ルーツ探し相談事例集

2019 年度

社会福祉法人 日本国際社会事業団

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION

I.	ルーツ探し相談概要	3
II.	ルーツ探しの相談事例	4
III.	まとめ	9

I. ルーツ探し相談概要

養子縁組は養子となった者、養親となった者、また実親やその家族が一生向き合い続けるプロセスである。そのため、ISSJは養子の出自を知る権利を保障し、ルーツ探しを支援することも養子縁組支援の一環として位置づけている。

本事例集は今年度に寄せられたルーツ探しの相談をまとめている。ルーツ探しを望む個々の理由はさまざまである。相談者には、養子本人だけではなく、養子の実親、養子の子ども、養子の配偶者や友人も含まれる。相談者の年齢も10代から80代までと幅広く、相談者には海外在住者が多くを占めている。国内在住者からの問合せの多くは、養子縁組の経緯を知らない養子本人で、ISSJのホームページを参照して相談を寄せることが多い。

ISSJは1952年の設立当時から現在までの養子縁組の記録を永年保存しており、ファイルの中に保管されている実母の直筆の手紙や児童調査の記録は、出自を知りたいと願う養子にとって貴重な資料になる。しかし、ISSJを経由していない養子縁組の場合は、こうした資料がないなかでルーツ探しを始めることになる。養子縁組の経緯を知らない養子たちは、養親から適切な時期にライフストーリーワークやテリングが実践されないまま現在に至っていることが多く、ルーツ探しを始めることにさまざまな葛藤を抱えている。

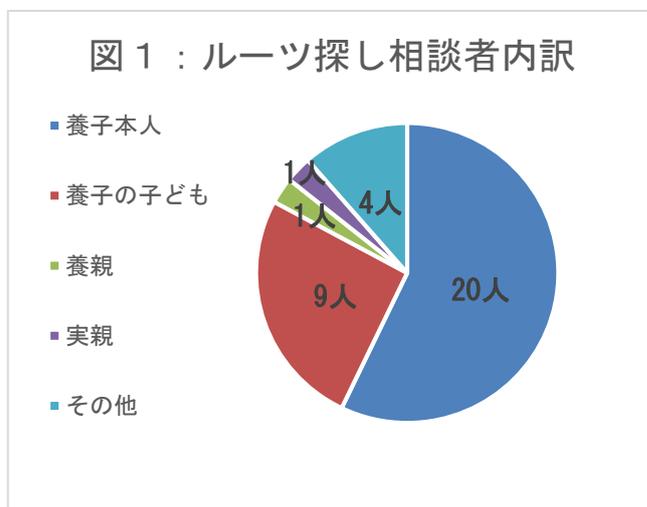
なお、今年度のルーツ探しは年間58件あった（前年度からの継続ケース件数も含む）。そのうち、新規の問合せは35件、そのうち継続して相談に応じたケースは8件で、昨年度よりも問い合わせ件数が増加している（表参照）

2019年度	
新規相談受付件数	35件
ケースオープン件数	8件
2018年度	
新規相談受付件数	20件
ケースオープン件数	1件

次項では今年度のルーツ探しの新規ケースの傾向と、実際の相談事例を紹介する。

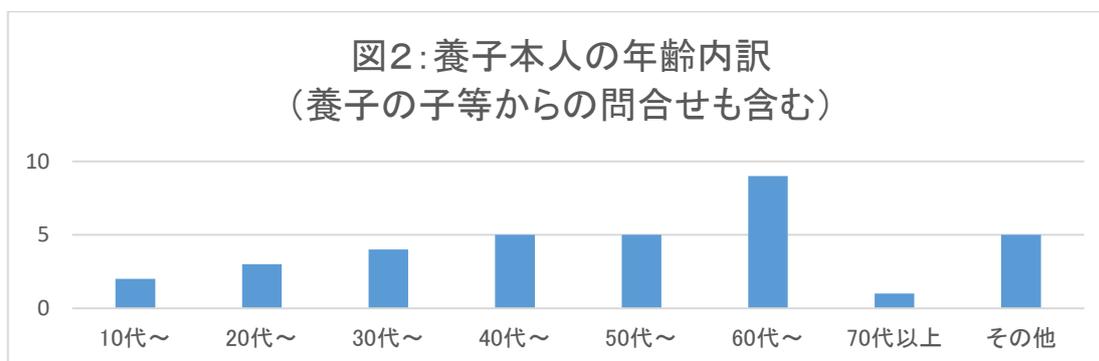
II. ルーツ探しの相談事例

1) インテーク(新規問い合わせ)の傾向



今年度の新規問い合わせは35件で、月平均にすると2~3件の相談がコンスタントに寄せられた。新規問合せ35件のうち、海外在住者からの相談は28件、国内在住者からは6件で、国際養子縁組事案の相談が多かった。相談者は、養子本人が20件と多数を占め、その他は養子の実親、養子の子ども、養子の友人などとなっている(図1)。また、養子本人の年齢は10代から80代と幅広い(図2)。特に、60代

からの問合せは、養親が他界し、養子縁組の経緯を知るものがいなくなり、養子本人もしくはその子どもたちからルーツ探しを求めて、ISSJに相談を寄せたケースが多かった。



ルーツ探しを始めようとするきっかけや理由は一人ひとり異なる。結婚、妊娠、出産、養親との死別など、ライフステージが大きく変わるのを機にルーツ探しをはじめた養子が多い一方、ウェブサイト検索でISSJを見つけて、養親には内密にISSJに連絡をしていくこともある。また、養子の子どもや孫が親や祖父母のルーツ探しを支援するなかで、ISSJに相談を寄せることもある。

以下に最初の相談(インテーク)例をまとめた。なお、個人が特定されないようインテーク事例は個人の名前などは除き、内容も要約したものを掲載した。ほとんどの初期相談はメールで寄せられる。メールには、知りたいと願うことや、行動を起こすに至った経緯が簡潔に述べられていることが多く、ルーツ探しの支援を開始できるかどうか判断するには十分な情報が含まれているとはいえない。そのため、相談を受

理した後に、メール、電話、面談で、相談者本人がなぜルーツ探しをしたいのか、ルーツ探しで何を知りたいのか、など個別の事情を聞きながら、ルーツ探しの方法について一緒に考える機会を持つようにしている。また、養子本人が養子縁組の経緯や実親のことを養親に聞くことができずにいる場合は、その理由を尋ねながら、養親との話し合いを促したり、養親の力を借りずにルーツ探しを始めるリスクを伝え、どのような方法でルーツ探しができるかを考えることにしている。

相談者の属性	初期相談の内容
<p>養子本人 (30代)</p>	<p>1980年代に日本で生まれ、3歳のときにアメリカ人夫妻に養子縁組された。養子縁組の経緯については養親から説明を受けていたが、自分がどこで誰の子として生まれたのか知りたいと思うようになった。養母は養子縁組に関する書類を保管していて、ルーツ探しの支援をしてくれると言っている。ただ、私自身はルーツ探しを自分ひとりで進めたいと思っている。</p>
<p>養子本人 (40代)</p>	<p>日本で養子縁組された。養子本人や実母に関する情報を知りたいと思っている。実母に会うことができれば会いたい、まずはISSJが保存している記録内容を知りたい。私の両親(特に養父)が養子縁組後も私の近況をISSJに報告していた。これは実母にも私の近況を伝えてもらうために両親がしていたと聞いている。</p>
<p>養子本人 (60代)</p>	<p>実親の情報を探している。私自身は1954年に日本で養子縁組された。実母の氏と実父がイギリス軍で東京に駐留していたことだけは知っているが、それ以外の情報がない。</p>
<p>養子本人 (不明)</p>	<p>ルーツ探しを始めるにあたって、何から始めたらよいか分からずISSJのホームページに行き着いた。戸籍謄本に「民法817条2」と記されていて、特別養子縁組だと知った。しかし養母に聞いてもハッキリと教えてくれない。自分で調べてみようと思ったが何をどこから始めればいいのか分からない。</p>
<p>養親</p>	<p>養子縁組した娘が10代後半になり、実母に会いたいと言っている。実母の名前と職業は知っているが、それ以上の情報はない。実母と連絡をとることができるのか知りたい。</p>
<p>養子の子ども</p>	<p>アメリカでルーツ探しをするために、遺伝子検査を受けた。私の父は沖縄生まれだが、当時、駐留軍だった私の祖父母に養子縁組されているという情報を得た。父によると、実母は沖縄の日本人で、実父はアメリカの駐留兵だと聞いている。しかし、それ以上に情報はなく、父の実父母のことを知りたい。</p>
<p>養子の子ども</p>	<p>私の母は1950年代に沖縄でアメリカ人夫妻に養子縁組をされた。しかし、養子縁組に関する書類が一切なく、母の養親もすでに亡くなった。私は娘として、母の実母探しをサポートしたくて、ISSJに連絡した。</p>

こうした問い合わせのなかには、初期相談の数回のやりとりのみで相談が終了し、継続相談とならないケースも多かった。ISSJ が過去に支援した養子縁組事案は全相談件数 35 件のうち 6 件にとどまった。多くは ISSJ が関与していない事案であったことから、相談者がルーツ探しを始めるに十分な情報を有していなかったことが主な理由である。養子本人が養子縁組に関する資料(戸籍謄本・養子縁組審判書など)をもってないと、ルーツ探しを始めることがかなわない。現在、35 件のうち 9 件が継続相談となっている。

以下、実際に対応した事例について紹介する。

2) 相談事例

事例1:

<相談の経緯>

アメリカ在住の50代の男性から、メールで相談が入った。ISSJ の支援で男性は幼少時に兄と共に同じ家庭にきょうだい委託されていた。兄は以前、ISSJ に実父探しを依頼し、再会を果たしていた。男性は今回、ISSJ に実母探しを依頼した。男性は娘と日本に旅行に訪れた際に、ISSJ にも来所し、実母が活着しているうちに会いたいと訴えた。男性はすでに、実母を探す端緒を求めて、養子縁組される以前に入所していた乳児院を訪問していた。

<支援内容>

ISSJ は兄と男性の戸籍謄本を基に、男性が実母の戸籍の附票を申請するのを手助けした。戸籍の附票で実母の所在が判明した後、ソーシャルワーカーは日本語を理解しない男性に代わって実母宛に手紙を書き、返事を待った。男性には実母との再会までには時間を要することを繰り返し伝えたが、男性は母への思慕を抑えられなかった。男性は実母からの返事を待ちきれず、ISSJ に無断で、実母の自宅を訪問した。実母とおぼしき女性と会うことはできたが、実母には養子に出した息子であると認識されず、思うような再会にはならなかった。

<支援の課題>

戸籍の附票を取り寄せるに当たり、これまでは養子本人を請求者とし、本人のもとに戸籍の附票が郵送されるようにしていた。しかし、男性が母からの返事を待たずに母に会いに行ってしまったことから、これ以降、養子の委任により、ISSJ が戸籍の附票を法人請求するように、取り寄せ手続きを変更した。これによって、実親のプライバシーを守りながら、橋渡しの準備が整うまでは、養子から実親へのコンタクトを制限することができるようになった。ただ、現実には SNS を利用して人を探すことは可能であり、養子と実親が支援団体を介さずに再会に至る可能性は十分にある。SNS の普及に伴い、お互いのプライバシーを脅かすことなく、ルーツ探しを行うことが一段と難しくなっている。

事例2:

<相談の経緯>

イギリス在住の40代の女性から、メールで相談が入った。女性が家族旅行で日本を訪れた際には、ISSJに来所してもらい、面談を行った。女性は長い間、実母の存在を気かけながら、新たな事実が明らかになるかもしれない、という不安もあり、ルーツ探しを始めることができずにいた。しかし、今回、養親、夫、友人と共に日本各地を旅する機会を得て、実母に自分が幸せに暮らしていることを伝えたい、という気持ちになった。

<支援内容>

ISSJは当時の記録を読みたいという女性の求めに応じ、保管されていた児童調査書を英訳し、女性に渡した。また、女性の依頼に応じて、保管されていた実母の戸籍謄本を基に、実母の戸籍の附票を請求し、実母の所在を調べた。ソーシャルワーカーは実母の現住所に手紙を書き、返事を待った。手紙を受け取った実母は驚きで動揺しながらも、ISSJに電話をかけてきた。ソーシャルワーカーは、女性からのメッセージを伝えると同時に、動揺している実母に女性が幸せな人生を送っていること、養子縁組という決断をした実母に女性は感謝をしていることを伝えた。

<支援の課題>

女性は実母に感謝気持ちを伝え、安心させることを願い、母への連絡を希望したが、ISSJからの連絡を受けた実母は思いがけないISSJからの連絡に、改めて罪悪感と向き合うことになった。実母は女性が幸せな人生を送っていることをうれしく思いながらも、育てることができなかったことを申し訳ないと感じ、電話口では自身を責めるような言動を繰り返した。ソーシャルワーカーは実母の思いを傾聴し、正直な思いを相手に伝えることから、コミュニケーションを重ねることを提案した。実母と女性は手紙のやり取りを通じて、近況を伝えあいながら、お互いを思いやる関係を築きつつある。葛藤を抱えた実母を支えつつ、両者が交流を続けられるように継続的に関わることを求められている。

事例3:

<相談の経緯>

アメリカ在住の養母から、メールで相談が入った。養子は10代の少年であり、養母が養子のルーツ探しをしたいという希望をかなえるため、ISSJに相談を寄せた。

<支援の内容>

養子縁組を支援した支援団体は既に廃業していたため、養子縁組の資料は養母から提出を受けた。そこには養子縁組前の養子の戸籍謄本、養子縁組の審判書があり、それらを基に、養子の戸籍を新たに請求したところ、養子縁組届が提出されていないことが判明した。養母の希望を受けて、ISSJは実母の所在確認と養子縁組届の提出を支援することになった。

<支援の課題>

ルーツ探しの相談によって、養子縁組届が提出されずに、養子縁組の審判から10年以上が経過した現在も、実親と養子に出した未成年者との間に民法上の親子関係が継続していることが判明した。未婚で子どもを出産し、養子に出した後、実母は結婚し、出産していることも判明した。ソーシャルワーカーはこれから実母に連絡をとり、養子からのメッセージを伝えるとともに、養子縁組届の提出についても協力を要請することになっている。実母の現在の家族が養子に出した子どもの存在を知っているのかもわからないため、実母への連絡には細心の注意を払う必要がある。また、養母と相談しながら、養子に対し、実母が結婚し、養子にとっては異父きょうだいとなる子どもと暮らしていることをどのように伝えるか、考える必要がある。また、養子が心理的に動揺することも考えられることから、養親子の支援体制も確認する必要がある。

事例4:

<相談の経緯>

アメリカに暮らす女性から、日本から養子に迎えられた父のルーツ探しを支援してほしい、とメールが入った。父は仕事が忙しいため、娘である女性が父に代わって窓口になりたい、という。女性は父のルーツを知ることは、自分にとっても大切なプロセスになると考えている。

<支援の内容>

ISSJに保管されている記録を開示するにあたり、本人確認が必要であることを説明し、養子である父からの委任状、父の身分証明書、父と娘の親子関係を示す証明書、娘である女性の身分証明書の提出を求めた。父は実母が生きていれば、ぜひ連絡を取りたい、と願ったことから、実母の戸籍の附票を取り寄せ、所在を確認した。ソーシャルワーカーが実母に手紙を送ると、実母は50年以上前に養子に出した息子とその娘が自分を探し当ててくれた、と喜びと感謝の念を表した。息子は実母に実父についても教えてほしいと願い、実母は実父との出会いや思い出を息子への手紙に記した。ISSJが実母からの手紙を英訳して息子に送ったところ、その手紙を読んだ女性はSNSを駆使して、アメリカに暮らす父の実父の息子を探し出し、実際に再会を果たし、実母を驚かせた。また、女性はアメリカに渡って以来、アメリカを出たことのない父を連れて、実母に会うために来日をした。ISSJはこの間、女性と養子である女性の父から送られてくるメールを和訳して実母に送り、再会の日程調整などを担った。

<支援の課題>

60年以上にわたって養子縁組支援をしていると、養子の子どもの世代、孫の世代からルーツ探し支援を求められることがある。ルーツ探し支援は個人情報扱うため、本人確認を行い、なりすましの問い合わせに応じないように注意を払う必要がある。養子の娘である女性は、父方祖母、父方伯父(実父の息子)を探して交流を深めることで、自分のルーツを再確認できたと喜んだ。ただ、高齢の実母は孫であ

る女性の行動力に気圧されることも多かった。また、実母は息子からの手紙やメールを待ちわびたが、仕事が忙しい息子に代わって、孫娘である女性から連絡が入ることが多く、物足りなさを感じることもあった。養子とその子どもとの間でルーツ探しに対する思いや行動力に差がある場合、それを受け入れる実母の戸惑いや心の揺れに寄り添いながら、実母と養子、その子どもとの新たな関係づくりを手助けすることも求められる。

III. まとめ

2019年度はポストアダプションに関する相談件数のうち、半数以上はISSJが関与していない事案だった。ルーツに関する相談先がほとんどないため、ISSJにつながる相談件数が増加していると考えられる。長年、ISSJはルーツ探しを中心に、国内外の養子縁組後の養子や養子縁組家族を支援し、ときには実母などの実家族の求めに応じて養子を探す支援も実施してきた。実家族からの相談は、相続手続きを行うために、養子の所在確認、書面への署名が必要な事案もあった。こうした養子縁組家族と実家族の双方からのポストアダプション支援ニーズは今後も増えることが予測される。

また、ルーツ探しの支援のあり方については、民間の養子縁組支援団体やマスコミ等の関心も高まっている。今年度は養子縁組支援をしている医療機関が主催する関係機関連携会議（児童相談所や県職員、児童福祉施設職員が参加）に講師として招かれ、ルーツ探し支援について話をしたり、新聞社やテレビ局から養子縁組後のルーツ探し支援について取材を受けたりした。以下に、主な相談者の属性とニーズについてまとめた。

主な相談者の属性とニーズ

相談者の属性	ニーズ
養子本人	ルーツ探手を支援してほしい。実親のことを知りたい。 （→養親との関係性や本人が抱える課題が背後にある場合もある。）
養親	養子のルーツ探しの支援をサポートしてほしい。
実親	養子となった自分の子どもが現在どうしているか、知りたい。 人生を終える前に一度、連絡を取りたい。 （→養子縁組を選択した後の心理的なサポートを求めている場合もある。）
養子縁組支援団体・ルーツ探し支援者	ライフストーリーワークやルーツ探しの支援方法を知りたい。 （→支援者側にルーツ探し等のノウハウがまだ十分に蓄積されていないことが想定される。）

上記のような相談者のニーズがある一方、ISSJが養子縁組に関与していなかった事案をどのように支援してくかが、今後の検討課題である。養子本人が有する情報

の少なさが壁になる場合もあるが、ルーツ探しがきっかけとなり、その背後に養子本人と養親との関係性や養子本人にさまざまな課題や葛藤がある事案も見受けられた。こうした事案は、養子縁組のライフサイクルにあわせて養親子へのカウンセリング支援が必要となりうる。また、制度的、社会的にルーツ探しの重要性がまだ十分に理解されているとは言えないなか、養子本人が一人で情報を集めたり、気持ちを整理をしながら対応していくことには困難が伴う。したがって、当事者には利用可能な支援機関の情報を提供し、同行支援などの直接支援も今後は必要とされるだろう。

養親にとっても、養子縁組後に養親が気軽に相談できる窓口は限られている。そのため、養子自身が養親に聞けず、思い悩んでISSJに連絡をとる前段階で、養親がルーツ探しの必要性や方法を知る機会があれば、悩める養親子の状況は変化すると考える。また、養子縁組支援団体や関係機関向けに研修等を提供し、こうした相談事例を共有しながら、現在の養子縁組支援のあり方を検証する作業も必要になる。ここでは、ISSJの今年度の相談事例と傾向についてまとめたが、今後も一つ一つの相談に応じながら、ルーツ探し支援に関する情報とノウハウを蓄積し、養親子と養子縁組支援機関・支援者にルーツ探しの重要性に関する理解を促していきたい。